

## 第1回 阪南市立公民館指定管理者選定委員会 要旨録

日 時	令和7年3月25日(火) 13時00分～14時50分
場 所	阪南市防災コミュニティセンター (阪南まもる館) 1階 研修室
出 席 者	委員長 楠部 徹 副委員長 野村 正昭 委員 出口 尚暢 委員 松永 佳代 委員 織田 勝也 委員 池田 悦子 委員 森貞 孝一 委員 中山 孝一
事 務 局	副理事兼生涯学習推進室長 矢島 建 生涯学習推進室長代理 秋山 秀子

— 開会 —

会議の要旨

(事務局)

— 指定管理者決定までの間の守秘義務、指定管理者決定後における選定委員名簿及び議事録の概要にかかる公開について説明 —

— 委嘱状交付、委員自己紹介 —

(教育長)

— 挨拶（終了後、退席） —

(事務局)

— 出席状況と会議の成立報告 —

— 資料確認 —

◆案件 1. 阪南市立公民館指定管理者選定委員会の委員長、副委員長の選任について

(事務局)

— 資料 1-①～資料 1-③に基づき、委員会の組織と役割、運営方法、委員会の進め方について説明 —

— 委員長、副委員長決定 —

— 委員長、副委員長挨拶 —

(事務局)

これ以降の議事進行は委員長にお願いする。

◆案件 2. 指定管理者選定スケジュール等について

(委員長)

案件 2 について事務局の説明を求める。

(事務局)

— 資料 2 に基づき、指定管理者選定スケジュール（案）を説明 —

(委員長)

事務局からの説明について、質問や意見はないか。

(委員)

指定管理者制度導入時の5年前の募集においては、尾崎公民館の応募がなく、再募集をした経緯がある。今回も応募がない場合は、どのようなスケジュールを想定しているのか。

(事務局)

5年前の指定管理者募集の際は、7月に公募を開始、9月下旬に候補者を選定し、12月議会において指定管理者の指定を受けるスケジュールで進めていたが、尾崎公民館は応募がなかったことから11月に再募集を行い、翌年の1月に候補者を選定、1月の臨時議会において指定管理者の指定を受けた。

今回は、2ヵ月早く選定作業を進めており、9月議会での候補者の選定をめざしている。仮に応募者がいない場合、仕様書を見直して再募集をするかどうかは、その時点で判断することとなるが、再募集を行うことが決定した場合は、12月議会において指定管理者の指定を上程できるよう、スケジュールを前倒しで進めている。

### ◆案件3. 阪南市立公民館指定管理者募集要項及び業務仕様書のたたき台について

(委員長)

案件3について事務局の説明を求める。

(事務局)

—資料3-①、資料3-②に基づき、募集要項(案)、業務仕様書(案)について説明—

(委員長)

事務局からの説明について、質問や意見はないか。

(委員)

資料3-②の阪南市公民館指定管理者業務仕様書(案)P7に「利用料金(使用料)の徴収、減免、還付に関する業務」の記載があるが、現在、市が施設を使用する際には、一旦、使用料を市が指定管理者に支払い、年度末に市が使用した利用料の総額を指定管理者が市に支払うという事務をしており、大変無駄な事務だと感じている。

市も指定管理者も効率的に業務を進める必要があるので、このような無駄な事務は見直すよう是非とも検討されたい。

(事務局)

行財政構造改革プランの取組の一つとして、令和5年度から減免利用料の見える化として実施したものである。この点については委員からのご指摘のとおりであることから、令和6年度をもって廃止することとしている。

(委員)

資料3-②の阪南市公民館指定管理者業務仕様書(案)P14リスク分担表のうち、「1件あたり500千円未満の経年劣化による施設・整備は指定管理者の負担による」ことが示されている。

指定管理者からすると、経年劣化による不具合が多々発生している施設を指定管理者として受託するかどうか、非常に不安な要素であることから、指定管理者の負担とせずに、市との協議事項とすることが妥当ではないか。

(事務局)

リスク分担については、市全体の共通フォーマットに基づいており、500千円未満の施設修繕を協議事項とするかどうかは、今後市内部で検討する。

(委員)

資料3-②の阪南市公民館指定管理者業務仕様書(案)P9「9 備品等の取扱い」の項目のうち、指定管理料から購入した備品の所有権は市に帰属することとなっているが、指定管理者の努力部分の帰属が市では、頑張ったことが報われない形になってしまうので、この点については再考が必要ではないか。

(事務局)

指定管理者の努力により事業費を削減し、購入した備品の所有権は指定管理者に帰属すべきというご意見であるが、本市の指定管理料の積算にあたっては、運営事業費から利用料を差し引いて算出しており、運営事業費には必要な備品の購入も想定していることから、市に帰属することを原則としている。

(委員長)

募集要項及び仕様書の内容は、ボリュームが多いため、今回の委員会で意見を出し切るのは難しい。一方で、5月から募集を開始するため、4月中旬に開催予定の第2回選定委員会において固める必要がある。各委員において、意見がある場合は、随時、事務局に提案していただきたい。

(事務局)

募集要項及び仕様書については、次回の第2回委員会においても引き続き議題としていく。

各委員からのご意見等は、次回の第2回選定委員会の際、または、それまでの間に適宜、事務局までご意見を提出いただくようお願いしたい。

#### ◆案件 4. 阪南市立公民館指定管理者候補者の選定基準について

(委員長)

案件 4 について事務局の説明を求める。

(事務局)

—資料 4-①、資料 4-②に基づき、選定基準（案）を説明—

(委員長)

事務局からの説明について、質問や意見はないか。

(委員)

資料 4-①の阪南市立公民館指定管理者候補者選定評価方法（案）2 番目の「評価項目」中、「A. 特に優れている」から「F. かなり劣っている」と6 段階の評価があるが、各選定委員によるばらつきを防ぐため、例えば「C. 普通」はどういった状況なのか、考え方の基準を示してほしい。

(事務局)

評価基準を示すべきという指摘は、本来あるべき評価の形ではあるが、一方で、あらかじめ細かい基準を設定することで、逆にそれに引っ張られてしまうこともあるので、極端な評価で決定されないよう、最高点と最低点を除いた形で平準化をしたうえで、評価することとしている。

(委員長)

今回の選定項目は、前回の指定管理者募集の際の選定項目と比較し、事務局において整理をしたものと捉まえているが、その点はどうか。

(事務局)

委員長からのご指摘のとおり、前回の指定管理者の募集の際は、初めての指定管理者の導入ということもあり、評価項目の中には、一部、現実的ではない評価項目も含んでいたが、今回は必要な評価項目に絞ることとし、評価項目を整理したものである。

(委員)

今回は、「特に優れている」から「劣っている」までの5 段階評価であったが、今回6 段階評価にしたのはなぜか。

(事務局)

選定基準表（案）は、評価結果が「普通」であれば、「60%以上」の評価とすることを基準とした。

(委員)

民間の団体が指定管理を受託するうえで、収益の追及は1つの目的であると考えられるが、収益に関する評価はどの項目で行うのか。

(事務局)

魅力ある事業を実施することで利用者を増やすことや、利用料金の増額により、指定管理料の抑制をすることが可能となるので、「管理経費の縮減」の項目で包括できるものとする。

(委員)

指定管理者が利益を見込むためには、公民館の利用率を上げなければならないのに、減免制度の見直しがあったり、老朽化やバリアフリーに対応していないなど、施設の整備に不備がある点は、行政においてしっかりと課題として受け止め、今後、課題の解決に努めていただきたい。

(委員長)

社会教育施設の公民館は営利事業がなじまないもので、指定管理者制度がそぐわないということが、これまでの公民館運営審議会からの提言である。一方で、収益性が低いことから、今回の募集において、指定管理料を増額したことは、行政側の大きな改善であると評価する。なお、選定評価方法は、事務局において整理をしていただいたが、第2回選定委員会においても引き続きの議題としたい。

#### ◆案件5. その他

(委員長)

案件5「その他」として、事務局から何かあるか。

(事務局)

特になし。

(委員長)

各委員から質問、意見等はあるか。

(全委員)

質問、意見等なし。

(委員長)

質問、意見がないので、以上で第1回選定委員会を閉会する。